

○大台町水道事業給水条例		平成18年1月10日条例第154号
改正	平成22年3月19日条例第7号 平成22年9月16日条例第20号 平成25年12月13日条例第48号 平成28年12月16日条例第26号 平成31年3月19日条例第2号 令和元年9月13日条例第35号 令和元年12月16日条例第48号 令和元年12月18日条例第56号 令和5年12月25日条例第44号 令和6年12月20日条例第34号	
大台町水道事業給水条例		
目次		
第1章 総則（第1条―第4条）		
第2章 給水装置の工事及び費用（第5条―第11条）		
第3章 給水（第12条―第21条）		
第4章 料金、手数料及び加入申込金（第22条―第31条の2）		
第5章 管理（第32条―第37条）		
第6章 貯水槽水道（第38条・第39条）		
第7章 補則（第40条）		
附則		
第1章 総則		
（趣旨）		
第1条 この条例は、大台町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。		
（給水区域）		
第2条 大台町水道事業の給水区域は、大台町水道事業の設置等に関する条例（平成28年大台町条例第26号）第2条第2項に定めるところによる。		
（定義）		
第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。		
（給水装置の種類）		
第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。		
（1）専用給水装置 1世帯（戸）又は1箇所専用するもの		
（2）共用給水装置 2世帯（戸）又は2箇所以上で共用するもの		
（3）私設消火栓 消防用に使用するもの		
第2章 給水装置の工事及び費用		
（給水装置の新設等の申込み）		
第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。		
（新設等の費用負担）		
第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。		
（工事の施行）		
第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。		
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。		
3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。		
4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める基準に適合させなければならない。		
5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。		
（給水管及び給水用具の指定）		

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第15条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納）

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。また、指定給水装置工事事業者が施行した工事については、申込者が、当該事業者を支払うものとする。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

（給水装置の変更等の工事）

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

第14条 削除

（管理人の選定）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（メーターの設置）

第16条 給水量は、町のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

（メーターの貸与）

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを滅失又は損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

（消火栓の使用）

第19条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- 4 管理者は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。（給水装置及び水質の検査）
- 第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
- 第4章 料金、手数料及び加入申込金
（料金の支払義務）
- 第22条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の使用者から徴収する。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。（料金）
- 第23条 料金は、別表第1のとおりとする。ただし、合計額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。（料金の算定）
- 第24条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。（使用水量及び用途の認定）
- 第25条 管理者は、次に各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
- （1）メーターに異常があったとき。
- （2）使用水量が不明のとき。
- （3）共用給水装置により、水道を使用するとき。
- 2 給水装置より漏水で使用水量を増したときは、別に定めるものとする。（特別な場合における料金の算定）
- 第26条 定例日の途中において水道の使用開始、中止、休止又は停止処分になったときの料金は、その使用日数が15日以上又は15日未満の区分により基本料金を1か月分又は半月分とみなして算定する。ただし、半月分の料金の算定は、基本水量を別表第1に定める基本水量の2分の1として算定し、1か月分の基本料金の金額と比較して低い金額を半月分の料金とする。（臨時使用の場合の概算料金の前納）
- 第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。（料金の徴収方法）
- 第28条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは、2か月分をまとめて徴収することができる。
- 2 水道使用をやめた場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。（手数料）
- 第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から徴収する。
- （1）開栓手数料 1件につき 1,000円に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算して得た金額
- （2）給水装置工事業業者指定手数料 1件につき 14,000円
- （3）給水装置工事業業者更新手数料 1件につき 7,000円
- （4）証明手数料 1件につき 300円
- 2 前項の手数料は、申請のときに前納しなければならない。ただし、同項第1号の手数料については、この限りでない。
- 3 第1項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。（加入申込金）
- 第30条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は、別表第2に定める額を加入金として納入しなければならない。
- 2 加入金は、給水装置工事の申込みの際納入しなければならない。
- 3 臨時給水装置の工事の加入申込金についてはその都度、管理者が定める。（料金、手数料等の軽減又は免除）
- 第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。（督促）
- 第31条の2 この条例の規定によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を納期限を過ぎても納入しないものがある場合は、管理者は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 第5章 管理
（給水装置の検査等）
- 第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な指示をすることができる。（給水装置の基準違反に対する措置）
- 第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第20条の修繕費、第23条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、60日以上所在不明で、かつ、給水装置の所有者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) 第5条の手続を得ないで給水装置を新設又は改造したとき。

(過料)

第36条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去したもの
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条のメーターの点検、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金、第29条の手数料又は第30条の加入申込金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 給水の休止又は停止中にみだりに開栓したとき。
- (6) 消防演習又は火災等その他無断で消火栓を使用したとき。
- (7) 水道施設及び給水装置に危害を加えたり、またそのおそれのある行為をしたとき。

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金、第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の設置者は、別に定めるところにより、小規模貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うものとする。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の大台町簡易水道事業給水条例(平成9年大台町条例第26号)又は宮川村簡易水道給水条例(平成9年宮川村条例第25号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった水道料金、手数料及び加入申込金の取り扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(平成17年度分の水道料金の特例)

5 合併前の大台町及び宮川村の区域内における平成17年度分の水道料金については、第23条別表第2の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。

(平成18年度分から平成20年度分までの水道料金の特例)

6 合併前の宮川村の区域内における平成18年度分から平成20年度分までの水道料金のうち超過料金1立方メートル当たりの額については、第23条別表第2中「157円50銭」とあるのは、平成18年度分は「94円50銭」と、平成19年度分は「115円50銭」と、平成20年度分は「136円50銭」とする。

(検討)

7 管理者は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、水道事業に関する財政状況等を勘案しつつ第23条に規定する料金の額を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成22年3月19日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月16日条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第48号)

1 この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年3月20日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成26年4月1日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の別表第2の規定は、平成27年4月分の料金から適用し、同年3月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月16日条例第26号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第2号抄）
（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（大台町水道事業給水条例に関する経過措置）

第7条 第6条の規定による改正後の大台町水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から施行日の属する月の末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

2 第6条の規定による改正後の給水条例別表第2の規定は、この条例の施行日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月13日条例第35号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日条例第48号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月25日条例第44号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月20日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、令和7年4月分の料金から適用し、同年3月分までの料金については、なお従前の例による。

別表第1（第23条、第26条関係）

基本料金		超過料金1m ³ 当たり
基本水量	金額	
10m ³	1,650円	242円

備考 使用水量が、0m³の場合の料金は、1,320円とする。

別表第2(第30条関係)

1 新規工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額	
メーターの口径	加入申込金
13ミリメートル	121,000円
20ミリメートル	165,000円
25ミリメートル	198,000円
30ミリメートル	330,000円
40ミリメートル	440,000円
50ミリメートル	550,000円
75ミリメートル	825,000円
2 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する前項に規定する額から、改造前のメーターの口径に対する同項に規定する額を控除した額	